

レイズネクスト株式会社



レイズネクスト健康保険組合 コラボヘルス推進のお知らせ

「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所（レイズネクスト）と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律

（第三者提供の制限）第27条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

－中略－

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（法第27条第5項第3号関係）

事業目的および内容

健康維持・促進を目的に下記①②③の事業を実施します。

①健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ：生活習慣病関連項目（問診票含む）

⇒事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドックの「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

②高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報（例：血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等）

※病歴等の情報は含まれません

⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、事業所または健保組合による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後、医療機関への受診が確認できない場合は、再度受診勧奨を行います。

③ 健保組合と事業所で共同実施する健康経営推進のための活動（データ分析等）

共同利用するデータ：特定健康診査、事業所が実施する法定健診、レセプト情報（いずれも匿名加工したもの）、健康増進を目的とした各種保健事業の参加状況

共同利用する者の範囲

事業所／人事部 人事グループ・女性活躍推進グループ、産業医、保健師
（責任者）人事部長 TEL：045-415-1110

健保組合／常務理事、事務長、保健事業担当
（責任者）常務理事 TEL：045-225-9236



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所にお申し出ください。

